

令和8年度 新さっぽろ駅周辺エリアにおける公共サインの掲出に係る検討業務
公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和8年度 新さっぽろ駅周辺エリアにおける公共サインの掲出に係る検討業務

2 業務の背景及び目的

新さっぽろ駅周辺には、地下鉄・JR・バスターミナル等の交通施設のほか、商業施設が併設されている。地下・地上・2階レベルの重層的な階層構造も要因となり、案内する経路が多様化・複雑化しているほか、交通施設等サインの整備主体が多様で、各施設のサインの掲載情報にばらつきがあるため、地下鉄⇄JRの乗換動線や、商業施設間の移動経路が非常に分かりづらい状況となっている。

当地区においては近年、新たな街区の完成とともに、官民が連携してまち全体の魅力向上や回遊性向上を図る取組が進められているところであり、これらの動向も踏まえつつ、新さっぽろ駅全体でサインの掲出に係る考え方を整理し、わかりやすい情報提供のため関係者で情報を共有する必要がある。

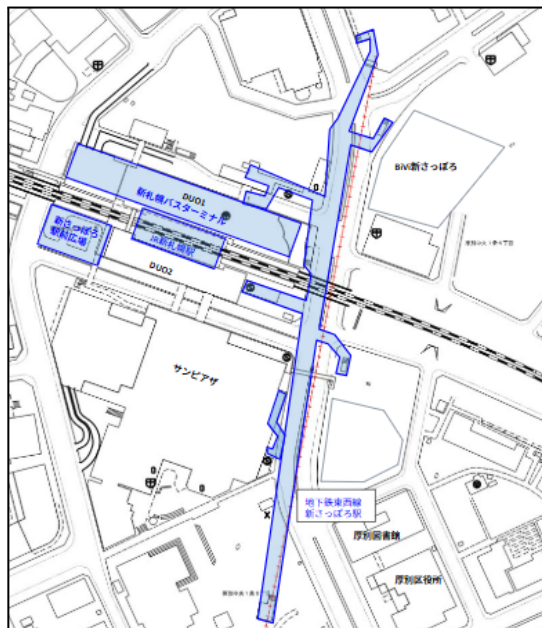
市民や来訪者等の多くの人の利便のために設けられたサインについては、これまで、市全体の統一的なガイドラインとして、平成14年に「札幌市公共サイン基本計画」を策定しているほか、都心部の地下歩行空間の主動線、案内拠点の設定などのサイン設置方針として、平成20年に「地下歩行空間サイン等計画ガイドライン」をとりまとめている。

本業務は、現状のサイン掲示の把握と課題を整理するとともに、関係者間で共有すべき公共サインの掲出に係る基本的な考え方を整理し、新さっぽろ駅周辺サインガイドライン案を作成することを目的とする。

3 対象範囲及びサインの種別

交通施設間の乗換え動線並びに、周辺主要商業施設等からそれらの交通施設に接続する通路等に設置する案内・誘導サイン、記名サインを対象とする。なお、対象の交通施設は以下のとおりとする。

- ア 地下鉄東西線新さっぽろ駅
- イ JR新札幌駅(在来線) ※改札柵外コンコースに限る
- ウ 新札幌バスターミナル
- エ 新札幌駅前広場



4 業務内容

(1) 既存計画等の整理

札幌市が過年度に策定している計画や対象となる施設の下記マニュアル等について、サイン配置方針及び統一した表示基準において、考慮すべき諸条件及び検討課題を整理する。

- ・札幌市公共サイン基本計画(札幌市:平成14年策定)
- ・地下歩行空間サイン等計画ガイドライン(札幌市:平成20年策定)
- ・各施設のマニュアル等(地下鉄・JR・商業施設など)

(2) 主要な既存サイン等の現況把握

対象範囲内における歩行者ネットワークの主動線及び出入口、回遊ルート上の各定点に設置されている案内・誘導・記名サインについて、下記の内容をリスト化し、整理する。なお、過年度に実施した地下鉄新さっぽろ駅構内のサイン現況調査を参考とすること。

ア 現況写真

イ 配置図

ウ 表示内容

札幌市公共サイン基本計画の「3.共通基準」、「4.案内サイン基準」、「5.誘導サイン基準」、「6.記名・規制サイン」に定められる以下の要素

- ・文字 … 言語の種別、文字列、書体、大きさ、色彩 等
- ・図記号 … ピクトグラム、矢印等の図形の種別、大きさ、色彩 等

エ バリアフリー対応状況の確認

歩行者ネットワークの主動線のサインがバリアフリー経路に対応しているか確認する。

(3) 課題の整理

(1) (2) の内容について、表示内容の統一や案内の連続性、わかりやすさ等の観点から、課題を整理する。

(4) 新さっぽろ駅エリアにおける公共サインの掲出に係る基本的な考え方及びサイン配置計画の検討

(3)の課題整理を踏まえ、案内対象の交通施設(地下鉄・JR・バスターミナル・駅前広場)への案内経路に掲示するサイン表示の基本的な考え方について検討し、望ましいサイン配置場所を検討すること。検討にあたっては現況のサインや広告等の配置、各施設管理者の意見を考慮すること。

(5) 報告書作成

本業務のとりまとめを行い、新札幌駅周辺サインガイドライン案を作成すること。また、今後も継続して検討が必要な項目や課題等がある場合は整理を行うこと。報告書の概要版も作成すること。

5 打合せ協議

打ち合わせ協議は以下の回数を予定する。

- ・業務着手時
- ・成果品納入時
- ・中間打合せ(5回)

6 業務規模

6,490千円を上限額とする。(消費税及び地方消費税10%を含む)

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

7 履行期間

契約締結の日から令和9年(2027年)2月26日(金)までとする。

8 成果品

(1) 提出すべき成果品

- ア 報告書(内容については特記仕様書に記載)
- イ 議事録
- ウ 業務月報(業務日報)
- エ その他業務主任から指定されたもの

(2) 電子媒体の仕様及び数量

CD:正・副各1部

(3) データの仕様(報告書、資料等)

○ファイル形式

- ア オリジナルファイル(使用ソフトについては、事前に業務主任と協議すること)
- イ PDFデータ(オリジナルファイルとあわせて提出すること)

(4) 電子媒体に貼るラベル

以下の情報を媒体のラベルに明記すること。

- ア 業務番号(契約年度(西暦下2桁)+業務番号)
- イ 業務名称(例:令和元年度 バリアフリー基本構想の見直しに係る部会運営・調査業務)
- ウ 完了年月(例:令和2年2月)
- エ 発注者名(課名)(札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課)
- オ 受注者名(例:株式会社ABCコンサルタント)
- カ ウイルスチェックに関する情報(下記(5)参照)

(5) ウイルス対策について

電子媒体提出前に、最新ソフトでのウイルスチェックを行い、納品する媒体のラベルにウイルスチェックに関する下記の情報を記載すること。

- ア 使用したウイルス対策ソフト名
- イ ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名
- ウ チェック年月日

9 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者のうち、登録業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 過去5年以内に国又は地方公共団体等が発注した、公共サインや駅サインの検討に関する業務を履行した実績があること。

※複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要があることに注意すること。

※技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者、他の構成員は協力者となる。

10 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと

(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について

「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえ、本業務に取り組むうえで持つべき視点や課題意識等について提案すること。

(2) 公共サインの掲出に係る基本的な考え方の検討について

「4 業務内容(4) 新さっぽろ駅エリアにおける公共サインの掲出に係る基本的な考え方及びサイン配置計画の検討」について、サイン表示の考え方を検討するうえで配慮すべき点、重視すべき点及び案内経路、案内拠点を設定するうえで、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。

(3) 関係者との協議について

関係者との協議を円滑に実施するために配慮すべき点を提案すること。

(4) 業務全体について

ア 本業務のスケジュール案について

本業務について、そのスケジュール案を提案すること。

イ 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

ウ 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について

本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

11 検査及び支払

(1) 受託者は、全ての業務完了後に札幌市の履行検査を受けなければならない。

(2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵(かし)が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(3) 全ての業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

12 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

13 主な関連計画等

- ・第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン
- ・札幌市公共サイン基本計画
- ・地下歩行空間サイン等計画ガイドライン
- ・札幌市バリアフリー基本構想2022
- ・新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画

14 申込方法等

(1) 提出書類

【正本】1部

ア 参加意向申出書(様式第1号)

(添付書類)

1 同種業務等実績書(様式第2号)

10-(4)ウに係る業務の実績を記載

2 業務従事者一覧(様式自由)

3 業務の実施を証明する書類

様式第2号に記載した業務を実施したことを証明する書類(契約書・請書の写し、又は業務実績 情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し)及び当該業務の内容が確認できる書類(設計書、仕様書、その他提出者が必要と判断した書類)

4 競争参加資格認定通知書の写し

イ 企画提案書(A3横、両面印刷、1枚、様式自由)

二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のも
のとする。

【副本】10部

イ 企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は送付により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課

(3) 提出期限

令和8年8月18日(火)15時必着とする(送付の場合は特定記録による送付とし、前
日必着)。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用する
ことを許諾するものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっ
ては、札幌市は無償で利用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選
定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾す
るものとする(必要な改変、書類の複製を含む)。なお、当該使用に当たっては、札幌市は
無償で利用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著
作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではない
ことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、
参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らか
の損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札
幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開
する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。
- オ 企画提案書への事業者名の記載は正本の表紙のみとし、その他には記載しないこと。

15 質疑

(1) 質問の受付期限

令和8年8月4日(火)17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票(様式第3号)により、要旨を簡潔にまとめ、連絡先まで電子メールまたはFAXにより提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

16 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「新さっぽろ駅周辺エリアにおける公共サインの掲出に係る検討業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」)において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記9に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

1 上記7の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

2 一次審査通過の企画提案は5件とする。なお、参加者が5者以下の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

3 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。なお、一次審査通過者が1者の場合は、提出済みの企画提案書により審査を行うこととし、プレゼンテーションについては必要に応じて実施する。

1 出席者は統括責任者を含み、最大3名までとする。

2 プレゼンテーションは、20分程度(説明5分・質疑15分)とする。

3 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

4 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

5 スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。

6 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール(予定)

一次審査 令和8年8月19日(水)

二次審査 令和8年8月27日(木)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記17に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、次表に示す審査項目の2-(2)の点数が高い順に審査通過者又は契約候補者とし、当該項目においても同点の場合はくじ引きにより審査通過者又は契約候補者を決定する。

[審査基準]

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について ・本業務に取り組むうえで持つべき視点と課題意識等が、新札幌駅周辺エリアの特徴や現状、将来の見通しを十分に踏まえた適切な提案となっているか。	20
(2) 公共サインの掲出に係る基本的な考え方の検討について ・案内経路、案内拠点を設定するうえで重要と考えられる点、留意すべき点が新札幌駅周辺の特徴や現状、将来の見通しを十分に踏まえた提案となっているか。	40 (20)
・サイン表示の考え方を検討するうえで配慮すべき点、重視すべき点が具体的かつ適切な提案となっているか。	(20)
(3) 業務全体について ・業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	40 (10)
・関係者との調整会議について、円滑に実施するための配慮すべき点が具体的で適切な提案となっているか。	(10)
・独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。	(10)
・過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	(10)
合計	100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

17 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者(以下「最優秀者」という。)と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったと

きは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

18 その他

役務契約に係る標準契約約款及び個人情報の取扱いに関する特記事項(別添の通り)

19 参考図書

- (1)札幌市公共サイン基本計画(札幌市:平成14年策定)
- (2)地下歩行空間サイン等計画ガイドライン(札幌市:平成20年策定)
- (3)過年度成果品(新さっぽろ駅周辺のバリアフリーに関する業務等)

※ 参考図書については下記20の場所にて閲覧可能(貸出及び複写は不可)。閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。

20 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課
電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114
E-mail sogokotsu1@city.sapporo.jp

役務－第6号様式 役務契約約款（令和7年3月1日施行）

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

（秘密の保持）

- 第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約保証金）

- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（再委託の禁止）

- 第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 受託者は、役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下「約定期間」という。）に前項の契約金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内に役務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 役務が履行不能であるとき。
- (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の

規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（個人情報の保護）

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第17条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

（個人情報の保護に関する法令等の遵守）

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（管理体制の整備）

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（管理責任者及び従業者）

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業員が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託先が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。